

令和3年12月24日

地方公務員における働き方改革に係る状況  
—令和2年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要—

総務省では、地方公共団体における令和2年度（一部調査については令和3年度）の勤務条件等の状況について取りまとめましたので、お知らせします。

(連絡先)

【競争試験等に関する事項並びに勤務時間及び  
休暇等に関する事項】

自治行政局公務員部公務員課

担当：課長補佐 原田、係長 川崎  
(代表)03-5253-5111(内線 5544)  
(直通)03-5253-5544  
FAX:03-5253-5552

【安全衛生に関する事項】

自治行政局公務員部安全厚生推進室

担当：課長補佐 小比類巻、主査 田路  
(代表)03-5253-5111(内線 5560)  
(直通)03-5253-5560  
FAX:03-5253-5561

# 地方公務員における働き方改革に係る状況

～令和2年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要～

- 地方公務員の勤務時間・休暇等の勤務条件や競争試験の令和2年度(一部、令和3年4月1日現在)の状況について調査を実施

- 【対象団体】** 都道府県(47団体)、指定都市(20団体)及び  
その他の市区町村(1721団体。以下「市区町村」という。)  
※安全衛生に関する事項については、一部事務組合等を含む。
- 【対象職員】** 一般職に属する地方公務員(会計年度任用職員を除く)  
※安全衛生に関する事項については、  
特別職に属する地方公務員及び臨時・非常勤職員を含む。
- 【主な調査項目】** ・競争試験等に関する事項  
・勤務時間及び休暇等に関する事項  
・安全衛生に関する事項

## <<目次>>

### 1. 競争試験の状況

(1) 競争試験全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・P1

(2) 中途採用の状況(都道府県・指定都市)・・・・・・・・P1

### 2. 勤務時間・休暇等

(1) 時間外勤務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・P2

(2) 柔軟な勤務形態の導入状況・・・・・・・・・・・・P4

(3) 年次有給休暇・育児休業等の状況・・・・・・・・P5

①年次有給休暇の取得状況・・・・・・・・・・・・P5

②育児休業等の取得状況・・・・・・・・・・・・P6

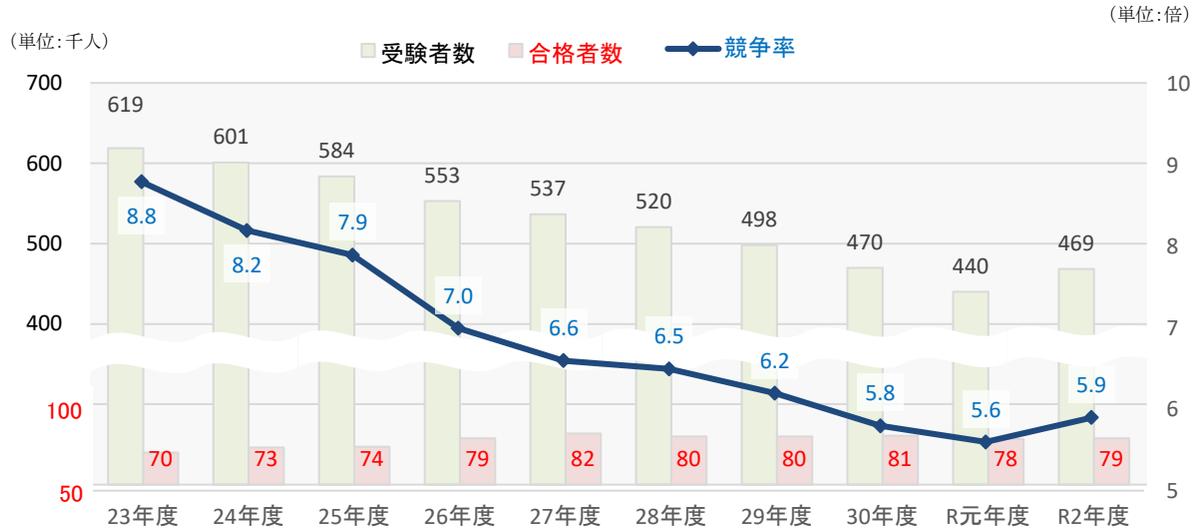
### 3. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況・・・・・・・・P9

# 1. 競争試験の状況

## (1) 競争試験全体の状況

- 受験者数は、468,530人で前年度比で28,404人増加。 ※9年ぶりに増加
- 競争率は、5.9倍で前年度比0.3ポイント増加。 ※10年ぶりに増加
- 減少傾向が続いていた受験者数・競争率について、中途採用試験の受験者数、合格者数及び採用倍率の増加の影響等により、増加に転じている。

### ○ 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移

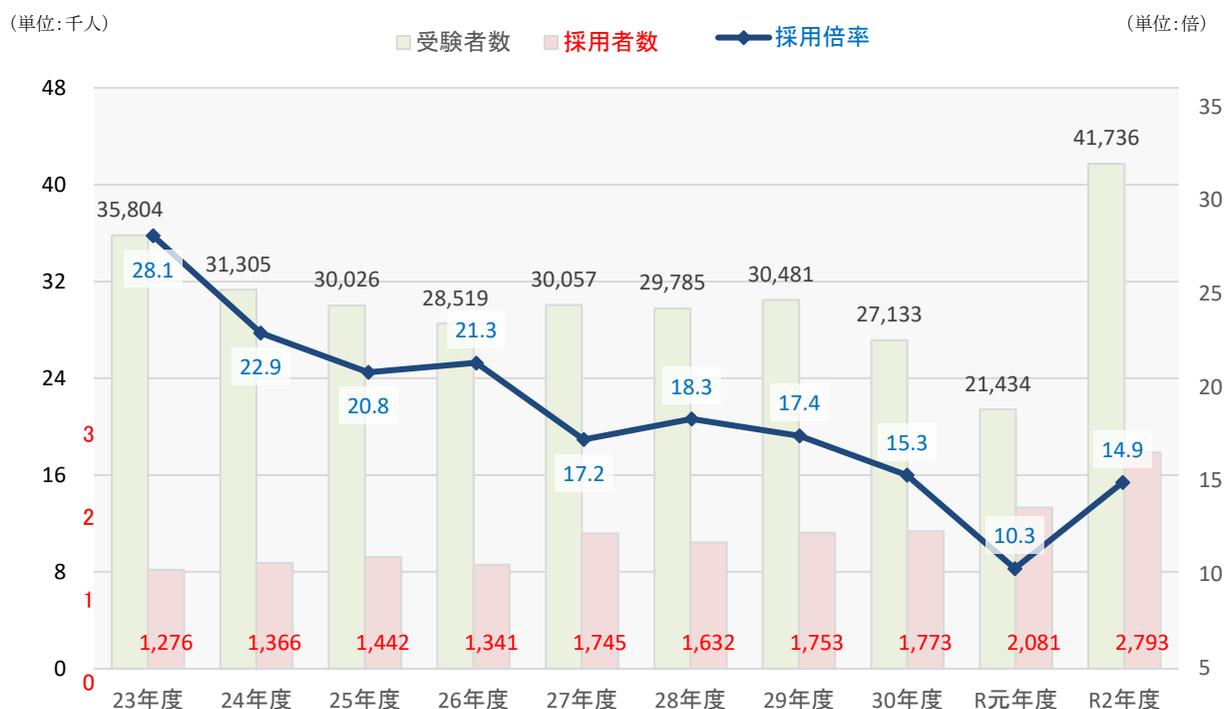


(注) グラフ上の「受験者数」及び「合格者数」について、(単位：千人)で表示している。  
 (注) 本表における「競争率」は、受験者数(実数)に対する合格者数(実数)の占める割合をいう。

## (2) 中途採用の状況(都道府県・指定都市)

- 中途採用を実施する団体は増加してきており、都道府県及び指定都市の全て(100.0%)で実施している。
- 受験者数は41,736人で前年度比20,302人増加しており、採用者数は、2,793人と前年比で712人増加。採用倍率は14.9倍となっている。

### ○ 過去10年間の中途採用試験における受験者数、合格者数及び採用倍率の推移



実施団体数	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
	47	55	55	58	61	62	62	64	64	67

(注) 本表は、都道府県及び指定都市において各年度に実施された中途採用試験(主に新卒者を対象に行う採用試験以外の試験)の実施状況について記載している。  
 (注) 本表における「採用倍率」は、受験者数に対する採用者数の占める割合をいう。

## 2. 勤務時間・休暇等

### (1) 時間外勤務の状況

- 職員1人当たりの時間外勤務時間は、全団体で年間132.8時間となっており、前年度比で9.5時間減少している。都道府県はほぼ横ばいだが、市区町村及び指定都市では時間外勤務の減少がみられる。
- 時間外勤務は、都道府県、指定都市、市区町村の順に多く、特に他律部署で多くなっており、都道府県の他律部署では、月45時間超の時間外勤務をした職員の割合が16.4%(うち100時間超の割合が1.8%)となっている。
- 時間外勤務の時間数が月45時間超の職員の割合は全体で4.8%(前年度比±0.0%)、都道府県で6.4%(前年度比+0.9%)となっており、市区町村を除き前年度に比べて増加している。うち、月100時間超の職員の割合も全体で0.4%(前年度比+0.1%)、都道府県で0.6%(前年度比+0.2%)、指定都市で0.4%(前年度比+0.2%)となっている。

#### ア) 時間外勤務の時間数の状況(全体、過年度との比較)

(単位:時間)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		R元→R2 増減 (時間/月)	R元→R2 増減 (時間/年)
	時間/月	時間/年	時間/月	時間/年	時間/月	時間/年		
全体	11.4	136.5	11.9	142.3	11.1	132.8	▲ 0.8	▲ 9.5
都道府県	12.6	151.6	13.1	157.0	13.3	160.0	0.2	3.0
指定都市	12.2	146.8	12.5	149.7	11.8	141.8	▲ 0.7	▲ 7.9
市区町村	10.7	127.8	11.2	134.5	9.9	119.3	▲ 1.3	▲ 15.2

#### イ) 時間外勤務の時間数の状況(令和2年度)

(単位:時間)

	全職場合計		条例等の例規による上限規制に基づく職場				労働基準法第36条に 規定する協定による上 限規制に基づく職場	
			自律部署		他律部署			
	時間/月	時間/年	時間/月	時間/年	時間/月	時間/年	時間/月	時間/年
全団体	11.1	132.8	10.4	124.3	19.0	228.3	9.6	115.3
都道府県	13.3	160.0	12.4	148.3	24.0	287.9	11.3	136.2
指定都市	11.8	141.8	11.5	137.9	18.1	216.8	9.8	117.1
市区町村	9.9	119.3	9.6	114.8	16.8	201.1	8.4	100.4

※調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。

※「条例等の例規による上限規制に基づく職場(自律部署・他律部署)」と「労働基準法第36条に規定する協定による上限規制に基づく職場」の部署別に分類して集計(令和元年度調査では、「本庁」と「出先機関等」の部署別に分類して集計)。

※「時間/月」は、対象団体の各月の総時間数を総職員数で除したものを足し上げ、12で除したもの(小数点第2位を四捨五入)。

※「時間/年」は、対象団体における時間外勤務の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したもの(小数点第2位を四捨五入)。

ウ) 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の状況(全体、昨年度との比較)

(単位:人)

	令和元年度				令和2年度				R元→R2 増減		
	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上
全体	12,380,070 (100.0%)	593,944 (4.8%)	554,249 (4.5%)	39,695 (0.3%)	13,023,236 (100.0%)	624,859 (4.8%)	575,036 (4.4%)	49,823 (0.4%)	30,915 0.0	20,787 ▲ 0.1	10,128 0.1
都道府県	3,093,120 (100.0%)	169,455 (5.5%)	157,945 (5.1%)	11,510 (0.4%)	3,272,933 (100.0%)	209,727 (6.4%)	190,717 (5.8%)	19,010 (0.6%)	40,272 0.9	32,772 0.7	7,500 0.2
指定都市	1,750,336 (100.0%)	85,334 (4.9%)	81,491 (4.7%)	3,843 (0.2%)	1,911,380 (100.0%)	97,735 (5.1%)	90,690 (4.7%)	7,045 (0.4%)	12,401 0.2	9,199 0.0	3,202 0.2
市区町村	7,536,614 (100.0%)	339,155 (4.5%)	314,813 (4.2%)	24,342 (0.3%)	7,838,923 (100.0%)	317,397 (4.0%)	293,629 (3.7%)	23,768 (0.3%)	▲ 21,758 ▲ 0.5	▲ 21,184 ▲ 0.5	▲ 574 0.0

エ) 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の状況(職場ごとの状況)

(単位:人)

	令和2年度(条例職場・自律部署)				令和2年度(条例職場・他律部署)				令和2年度(36協定職場)			
	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上
全体	7,588,290 (100.0%)	320,613 (4.2%)	296,253 (3.9%)	24,360 (0.3%)	1,409,867 (100.0%)	174,036 (12.3%)	158,477 (11.2%)	15,559 (1.1%)	4,025,079 (100.0%)	130,210 (3.2%)	120,306 (3.0%)	9,904 (0.2%)
都道府県	1,554,520 (100.0%)	83,892 (5.4%)	76,676 (4.9%)	7,216 (0.5%)	389,671 (100.0%)	63,990 (16.4%)	57,002 (14.6%)	6,988 (1.8%)	1,328,742 (100.0%)	61,845 (4.7%)	57,039 (4.3%)	4,806 (0.4%)
指定都市	870,011 (100.0%)	42,113 (4.8%)	38,853 (4.5%)	3,260 (0.4%)	292,549 (100.0%)	32,827 (11.2%)	30,633 (10.5%)	2,194 (0.7%)	748,820 (100.0%)	22,795 (3.0%)	21,204 (2.8%)	1,591 (0.2%)
市区町村	5,163,759 (100.0%)	194,608 (3.8%)	180,724 (3.5%)	13,884 (0.3%)	727,647 (100.0%)	77,219 (10.6%)	70,842 (9.7%)	6,377 (0.9%)	1,947,517 (100.0%)	45,570 (2.3%)	42,063 (2.2%)	3,507 (0.2%)

※「調査対象延べ人数(年間)」は、各月の職員数を12ヶ月分合算したものである。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の上段は、それぞれの区分に該当する職員数である。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の下段は、「調査対象延べ人数(年間)」に占めるそれぞれの区分に該当する職員の割合である。

## (2) 柔軟な勤務時間制度の導入状況

- 育児・介護のための早出・遅出制度の導入は、全体で68.2%と高水準。  
その他の目的の早出・遅出制度は、特に市区町村で低水準となっている傾向にある。
- フレックスタイム制度は、近年増加傾向ではあるが、全体で4.7%と低水準にある。
- 定年の引上げに際し活用が期待される高齢者部分休業制度について、  
制度を導入している地方公共団体は、253（14.1%）と一部にとどまっている。

○ 早出遅出・フレックスタイム制度及び部分休業制度の導入状況（令和3年4月1日現在）

（単位：団体）

	全体	都道府県	指定都市	市区町村
業務上の早出・遅出	767 (42.9%)	31 (66.0%)	16 (80.0%)	720 (41.8%)
通勤混雑緩和のための 時差通勤	272 (15.2%)	36 (76.6%)	12 (60.0%)	224 (13.0%)
疲労蓄積防止のための 早出・遅出	134 (7.5%)	22 (46.8%)	9 (45.0%)	103 (6.0%)
修学等のための 早出・遅出	91 (5.1%)	21 (44.7%)	7 (35.0%)	63 (3.7%)
障害の特性等に応じた 早出・遅出	140 (7.8%)	27 (57.4%)	10 (50.0%)	103 (6.0%)
育児・介護のための 早出・遅出	1,219 (68.2%)	45 (95.7%)	17 (85.0%)	1,157 (67.2%)
フレックスタイム制度	84 (4.7%)	12 (25.5%)	2 (10.0%)	70 (4.1%)
修学部分休業制度	378 (21.1%)	34 (72.3%)	8 (40.0%)	336 (19.5%)
高齢者部分休業制度	253 (14.1%)	24 (51.1%)	7 (35.0%)	222 (12.9%)

※国家公務員における同様の制度に準じた措置を実施している団体について、計上している。

修学部分休業及び高齢者部分休業は、地方公務員独自の制度。

※（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。

### (3) 年次有給休暇・育児休業等の取得状況

#### ① 年次有給休暇の取得状況

- 平均取得日数は11.7日/年で、前年度から横ばい。国家公務員(14.8日/年)よりも少ない水準。取得が年5日未満の職員の割合は15.0%となっている。
- 団体区別にみると、平均取得日数は指定都市が最も多く、次いで都道府県、市区町村の順となっており、市区町村では規模が小さいほど取得日数が少ない傾向にある。
- 取得日数が年5日に満たない職員の割合も、指定都市が最も低く、次いで都道府県、市区町村の順となっており、市区町村では規模が小さいほど割合が高い傾向にある。

#### ア) 年次有給休暇の平均取得日数及び取得日数が5日に満たない職員の割合

【令和2年1月1日～令和2年12月31日※】

[参考] 平均取得日数(日)

区 分	平均取得日数 (日)	取得日数が年5日に 満たない職員の割合 (%)
都道府県	11.8 (12.3)	14.5%
指定都市	14.0 (14.0)	5.6%
市区町村	11.1 (11.0)	17.3%
301名以上 (514団体)	11.6 (11.0)	15.1%
101名以上 300名以下 (705団体)	10.0 (10.0)	21.8%
100名以下 (502団体)	9.5 (9.7)	24.1%
<b>全 体</b>	<b>11.7 (11.7)</b>	<b>15.0%</b>

国	14.8 (14.9)
民間	10.1 (10.1)

出典：「令和3年国家公務員給与等実態調査」(人事院)  
「令和3年就労条件総合調査」(厚生労働省)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和2年4月1日～令和3年3月31日」

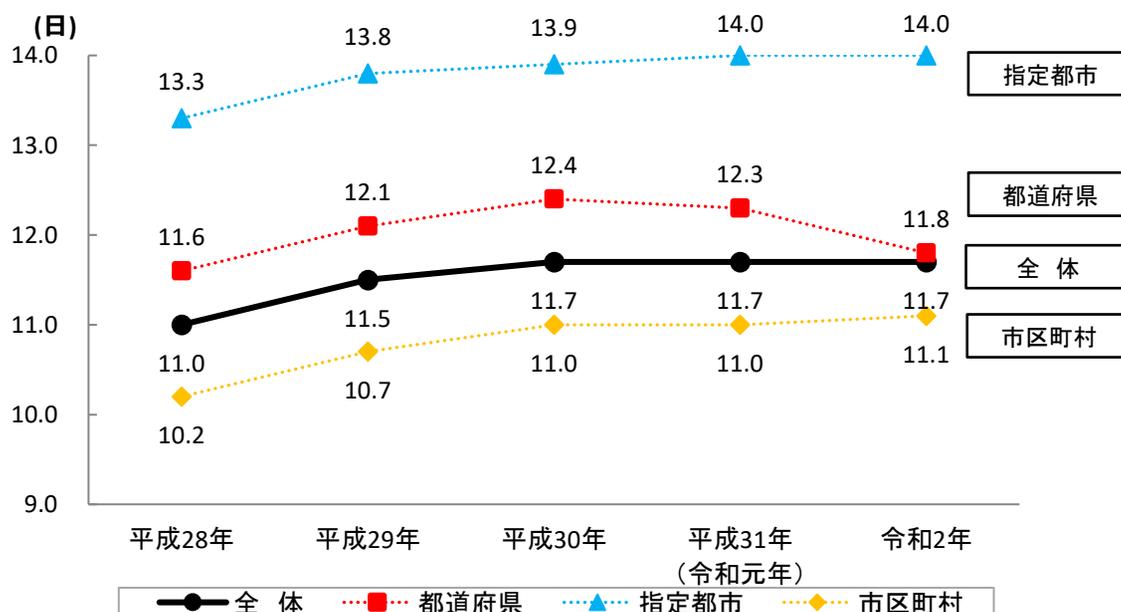
(注) 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間に在職した者。

(注) ( ) は、平成31年(令和元年)の平均取得日数。(民間の数値は、平成31年(令和元年)(又は平成30会計年度))

(注) 「取得日数が年5日に満たない職員の割合」の取得日数の算出方法は、対象期間において使用した年次有給休暇のうち、日を単位として取得した年次有給休暇の合計であり、時間単位で取得した年次有給休暇を含まない。

(注) 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。

#### イ) 年次有給休暇の平均取得日数の推移(平成28年～令和2年)



## ②育児休業等の取得状況

➤ 女性職員の取得率は99.7%で、取得期間も1年超が約7割、うち2年超が約3割となっている。

※参考：男性の育児休業取得率（最新公表値）  
 国家公務員 29.0%（令和2年度）  
 民間企業 12.65%（令和2年度調査）

➤ 一方、男性職員の取得率は13.2%で、近年増加傾向にあり、対前年比でも増加（+5.2%）しているものの、国家公務員の取得率（R2:29.0%）と比べ低水準であり、その差が拡大している状況にある。また、取得期間も1月以下が5割以上となっている。

※「第5次男女共同参画基本計画」において、2025年までに30%という数値目標

➤ 団体区分別・部門別にみると、団体間・部門間の格差が大きく、団体区分別では都道府県（9.5%）で、部門別では消防（4.2%）・警察（4.9%）で特に低水準となっている。

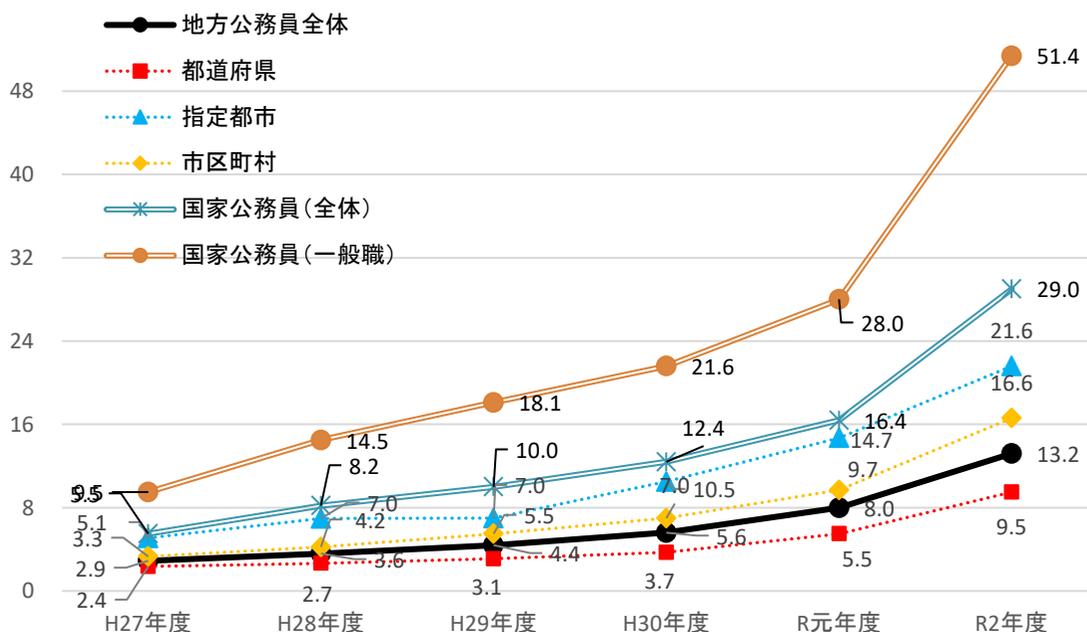
➤ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が37.0%と増加（対前年比+9.1%）しているものの、国家公務員の取得率（R2:84.9%）と比べ低水準である。

### ア)男性職員の育児休業取得率(令和2年度) ※括弧内は令和元年度

	全合計	首長部局等	警察部門	消防部門	教育委員会	(参考) 女性職員 全合計
都道府県	9.5% (5.5%)	28.9% (16.8%)	4.9% (1.9%)	3.4% (2.1%)	6.5% (4.6%)	99.7% (100.3%)
指定都市	21.6% (14.7%)	37.1% (24.0%)	-	8.7% (6.5%)	11.6% (9.4%)	100.7% (100.4%)
市区町村	16.6% (9.7%)	20.1% (11.8%)	-	2.4% (1.1%)	19.2% (11.8%)	99.4% (98.9%)
合計	13.2% (8.0%)	24.7% (14.7%)	4.9% (1.9%)	4.2% (2.7%)	8.1% (5.8%)	99.7% (99.8%)

※取得率は、調査年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数に対する調査年度中の新規取得者数（調査年度以前に取得可能となって、調査年度中に新たに育児休業を取得した者を含む）の割合である。

### 男性職員の育児休業取得率



イ) 男性職員の育児休業取得率(全合計、都道府県・指定都市)の上位団体

都道府県	団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1 鳥取県	29.1%	26.1%
	2 高知県	22.9%	6.5%
	3 宮崎県	19.9%	10.7%
	4 青森県	19.6%	10.7%
	5 島根県	15.8%	6.6%
	6 埼玉県	15.7%	8.0%
	7 岐阜県	15.2%	13.0%

指定都市	団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1 千葉市	92.2%	92.3%
	2 福岡市	33.5%	20.2%
	3 さいたま市	24.8%	18.2%
	4 北九州市	24.6%	19.3%
	5 堺市	24.4%	10.6%
	6 仙台市	24.1%	13.5%
7 新潟市	23.3%	16.2%	

ウ) 男性職員の育児休業取得率(警察部門(都道府県)・消防部門(都・指定都市))の上位団体

【警察部門(都道府県)】

都道府県	団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1 鳥取県	53.3%	56.5%
	2 青森県	36.6%	14.9%
	3 宮崎県	29.1%	8.3%

【消防部門(都・指定都市)】

指定都市	団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1 千葉市	142.5%	125.0%
	2 北九州市	18.5%	8.8%
3 さいたま市	17.2%	12.7%	

エ) 男性職員の育児休業取得率(教育委員会部門、都道府県・指定都市)の上位団体

【教育委員会部門(都道府県)】

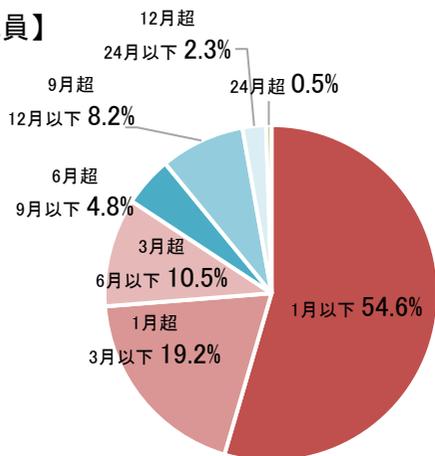
都道府県	団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1 沖縄県	12.4%	15.2%
	2 東京都	11.8%	9.7%
	3 神奈川県	11.0%	7.6%

【教育委員会部門(指定都市)】

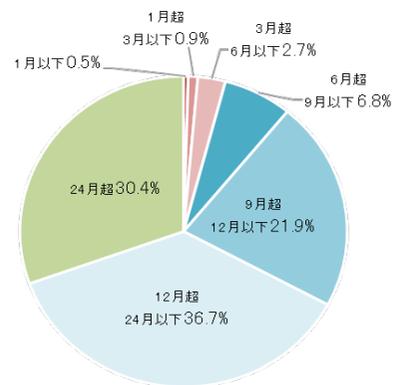
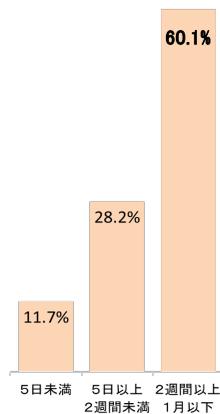
指定都市	団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1 千葉市	86.5%	75.5%
	2 福岡市	16.9%	7.8%
3 静岡市	15.8%	8.3%	

オ) 育児休業期間の状況(令和2年度)

【男性職員】



【女性職員】



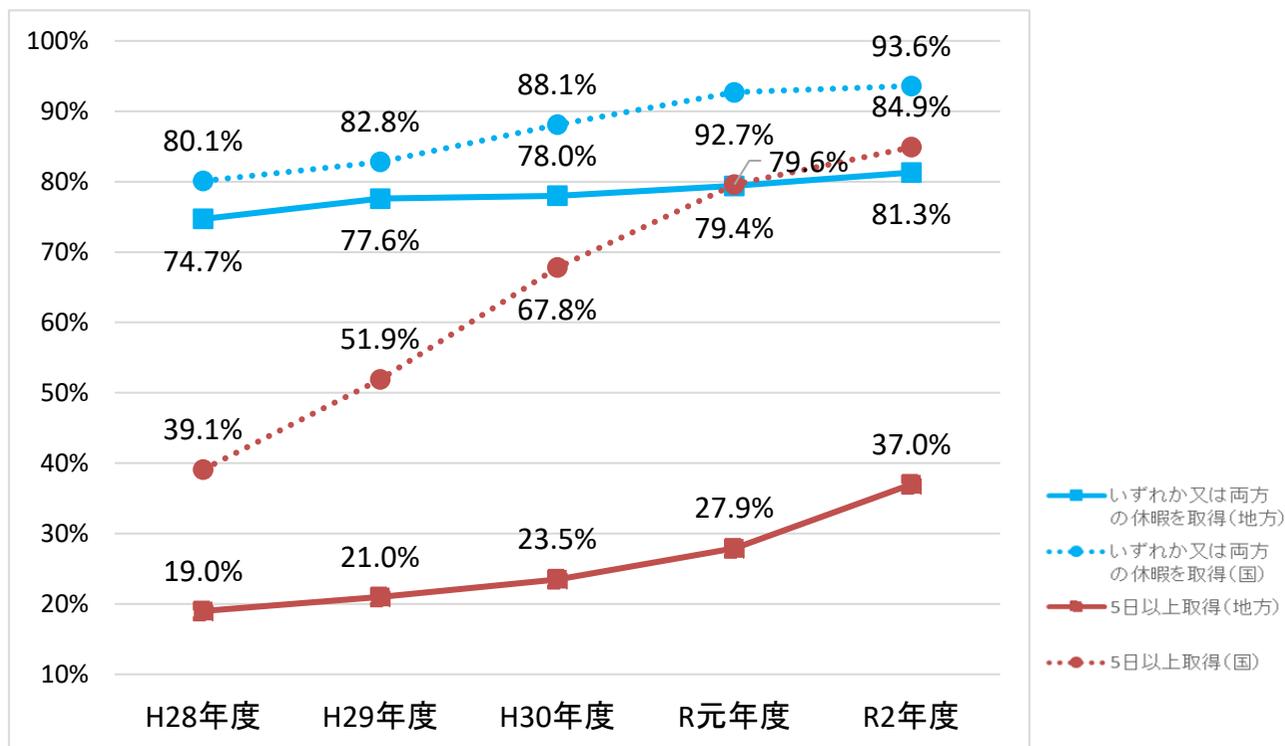
1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)

カ) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況(令和2年度)

(単位：人)

令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	いずれか又は両方の休暇を取得した職員数	両休暇を合わせて5日以上取得した職員数
64,460 (100.0%)	49,027 (76.1%)	34,150 (53.0%)	52,418 (81.3%)	23,846 (37.0%)

※「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の休暇制度を設けていない団体における「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。



キ) 両休暇を5日以上取得した職員の割合(全合計、都道府県・指定都市)の上位団体

都道府県	団体名	5日以上取得率	前年度取得率
	1 佐賀県	60.9%	47.3%
	2 京都府	58.0%	39.7%
	3 広島県	57.1%	46.6%
	4 大分県	56.0%	56.5%
	5 高知県	55.7%	42.2%
	6 東京都	53.8%	33.9%
	7 山梨県	50.6%	48.4%

指定都市	団体名	5日以上取得率	前年度取得率
	1 新潟市	70.4%	62.3%
	2 さいたま市	60.5%	48.6%
	3 名古屋市	59.9%	58.6%
	4 静岡市	52.1%	29.6%
	5 川崎市	50.8%	46.6%
	6 岡山市	48.5%	58.8%
7 堺市	48.3%	49.1%	

### 3. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

- 面接指導の強化に係る例規・指針等については、都道府県及び指定都市にあっては概ね整備済みとなっている。
- 一方、市区及び町村にあっては、まだ未整備の部局も多く、特に町村では令和3年度中の整備予定を加えても約78%となっている。
- 長時間勤務者に対する医師による面接指導の実施状況については、都道府県及び指定都市にあっては労働安全衛生法及び人事院規則に規定された面接指導の対象者に対して約9割の部局で実施されている。
- 一方、市区及び町村にあっては、都道府県及び指定都市に比べ面接指導の対象者がいる部局の割合は低いものの、その実施割合は低い水準となっている。

#### ア) 面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況(部局ごと/団体区分別(令和3年4月1日現在))

団体区分	令和3年4月1日時点で整備済み	令和3年度中に整備予定	整備時期未定
都道府県	98.4%	0.5%	1.1%
指定都市	84.8%	3.8%	11.4%
市区	72.3%	14.9%	12.9%
町村	51.8%	26.4%	21.8%
合計	64.2%	19.4%	16.4%
一部事務組合等	24.7%	12.3%	63.0%

(注) 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

#### イ) 長時間勤務者に対する医師による面接指導の実施状況(部局ごと/団体区分別(令和2年度))

団体区分	時間外勤務が1か月当たり100時間以上の職員に対する医師による面接指導(※2)		時間外勤務が2～6か月平均で80時間を超えた職員に対する医師による面接指導(※3)		時間外勤務が1か月当たり80時間を超え100時間未満で、申出を行った職員に対する医師による面接指導(※1)	
	対象者あり	うち実施	対象者あり	うち実施	対象者あり	うち実施
都道府県	84.1%	95.4%	79.7%	92.4%	72.0%	94.7%
指定都市	75.9%	91.7%	75.9%	85.0%	72.2%	94.7%
市区	55.7%	69.8%	50.2%	66.0%	34.6%	76.3%
町村	21.2%	33.4%	13.5%	34.9%	9.5%	40.2%
合計	41.5%	63.9%	35.1%	63.4%	25.2%	72.9%
一部事務組合等	3.8%	58.9%	3.6%	45.3%	2.7%	52.5%

(注) ※1 労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1箇月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。本調査においては、この実施状況を集計している。ただし、労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1箇月以内に面接指導を受けた職員など面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者は除くこととされている。

※2,3 国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1箇月について100時間以上又は2～6箇月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等にその旨規定されている。

このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。